

平成二十七年九月十八日受領
答弁第四一五号

内閣衆質一八九第四一五号

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員原口一博君提出日米ガイドラインに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原口一博君提出日米ガイドラインに関する質問に対する答弁書

一及び四から六までについて

平成二十七年四月二十七日（現地時間）に日米安全保障協議委員会において了承された新たな日米防衛協力のための指針（以下「新ガイドライン」という。）において、「日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置」することとされているが、同盟調整メカニズムの詳細については、現在検討中であることから、これに関するお尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、新ガイドラインは、日米いずれの政府にも予算上の措置をとることを義務付けるものではなく、御指摘の予算項目は、新ガイドライン及びその下で行われる取組を実施するために要求したものであるが、これらが結果として新ガイドライン及びその下で行われる取組の実施に寄与することはあり得るものと考えている。

いずれにせよ、同盟調整メカニズムの設置を含め、新ガイドラインの下で日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令に従って行われることとなる。

二について

同盟調整メカニズムの詳細については、現在検討中であり、また、お尋ねの「ACMに係る」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

同盟調整メカニズムは、平成九年九月二十三日（現地時間）に日米安全保障協議委員会において了承された日米防衛協力のための指針（以下「旧ガイドライン」という。）の下で構築された日米間の調整メカニズムと異なり、平時から構築しておくのみならず、あらゆる段階において、日米間の調整の必要がある場合に、適切に即応できる態勢を平時から維持することを想定している。

新ガイドラインの英文の「standing」とは、同盟調整メカニズムのこのような性格を踏まえた用語であることから、その意味を適切に表現するため、その和文において「平時から利用可能な」との用語を用いているところである。

七について

お尋ねについては、旧ガイドラインの下において「日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての

共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う」としていたものを、新ガイドラインにおいては「日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保するため、引き続き、共同計画を策定し及び更新する」として、日米両国が平時から緊急事態まで「切れ目のない」形で協力し、日本の平和及び安全の確保を図ることとしたものである。

八について

新ガイドラインにおける共同計画策定メカニズムは、平時において、日本の平和及び安全に関連する緊急事態に日米で対処するための共同計画を策定するために、自衛隊及び米軍を主体としつつ、日米双方の関係省庁の関与を得て、日米両国が設置するものであるが、共同計画策定メカニズムの詳細については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

九について

新ガイドラインでは、日米両政府は、共同計画策定メカニズムを通じ、「自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保するため、引き続き、共同計画を策定し及び更新する」と

されている。お尋ねの旧ガイドラインの下で構築された包括的なメカニズムにおける「準備のための共通の基準の確立」及び「共通の実施要領等の確立」については、新ガイドラインの下での共同計画の策定及び更新の前提として行われるものである。また、お尋ねの「交戦規則（ROE）」や「防衛準備態勢（DEFCON）」の「共通化」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。